

岡谷市学校施設の避難所開設初動マニュアル（案）

令和3年6月（一部見直し） 教育総務課

学校施設に避難所を開設するための平時の備え及び初動対応等を定める。

1 避難所開設の基本的事項

- （１）避難所は、岡谷市地域防災計画に基づき、大雨や地震等により現に避難しなければならない住民等を一時的に収容、保護するために開設する。
- （２）避難所は、市対策本部（本部長）の指示のもと、教育部が開設する。
- （３）降雨状況等により避難所開設前であっても住民等が学校に避難する場合が想定されることから、教育部及び各校において、災害予兆時、発生時、開設の長期化等、各場面に応じた避難所対応を想定し、平時から備える。
- （４）開設後の対応職員は、市が派遣する施設管理者を責任者とし、災害初期は市職員を中心に運営体制を整え、学校職員は状況に応じて協力を行う。
- （５）災害初期から状況が落ち着き、避難が長期に及ぶ場合は、避難者相互が協力して共同生活を行えるよう「運営委員会」を設置し、運営を行う。

【時間軸による避難レベルと避難所の職員体制】

区 分	災害のおそれ	災害発生危険度(高)	避難長期化
避難レベル	自主避難 高齢者等避難	避難指示	避難情報の解除後も避難生活が必要
運営体制	学校職員 市職員	市職員 学校職員（協力）	市職員（学校職員） 運営委員会

【岡谷市地域防災計画（風水害対策編）】（第2章4(3)イ ～抜粋～）

小中学校における対策

- (ア)教育部は、避難所が小中学校となった場合、学校長に連絡しできるだけ速やかに開放するものとする。そのため、夜間や休校日の災害発生に備え、開錠の方法や教職員の緊急招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- (イ)学校長は、避難所の運営について市職員が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、児童生徒と避難者の避難場所を明確に区分する。

2 平時の備え

【教育総務課】

- ・避難所開設は、市の「避難所開設・運営マニュアル」に基づき対応する。
- ・教育総務課は、学校に避難所を開設する手順等を定め、有事に備える。
- ・休日夜間対応に備え、課内に各校マスターキーを常備し、安全に保管する。
- ・教育委員会配備の携帯無線機は常に使用できる状態を保つ。
- ・市職員の招集は、市の自然災害時の初期初動マニュアルに基づき対応する。

【小中学校】

- ・学校長は、教育活動の有無等を踏まえた上で、毎年度、避難レベルに応じた施設開放の優先順位、学校職員の役割分担を定める。
- ・緊急対応に備え、学校職員の緊急招集、休日夜間の施設解錠及びセキュリティ解除の方法等、学校開放に必要な学校管理上の手続き、担当者等を定める。

3 避難所開設

(1) 学校開放の決定手順

- ①本部長（市長）の指示により、市教委が避難所開設を校長に要請する。
- ②校長は避難者数に合わせて施設開放レベルを決定する
- ③避難者増加に伴う施設開放は、その都度市教委と協議し決定する。

(2) 開放場所と管理責任者

- ①学校施設の開放区域は、トイレ、用水箇所等を含めて範囲を設ける。
- ②設定例を参考に、各校において開放レベルごとの開放区域を指定する。

【設定例】

・第1次開放（限定開放）

- ・学校運営 通常授業が実施可能（体育館等の指定施設を除く）
- ・管理責任者 教頭ほか、下表のとおり
- ・指定区域 第1体育館（居住用）、第2体育館（物資用）、防災倉庫北・中校舎1階トイレ、手洗い場を開放（別図のとおり）
- ・出入口等 指定出入口：第1体育館南口（限定）
物資搬入口：第2体育館西口、防災倉庫
物資置場：第2体育館、防災倉庫
- ・立入禁止 指定区域以外の諸室（教室棟、管理諸室、PC室等）

指定区域	責任者	部屋等名称	収容数	備考
第1体育館	教頭	第1体育館		生活用
第2体育館	〇〇	第2体育館		物資用

・第2次開放（一部開放）

- ・学校運営 授業可能だが、第1次開放施設の許容数を超えた場合
- ・管理責任者 教頭ほか、下表のとおり
- ・指定区域 第1体育館（居住用）、第2体育館（物資用）、防災倉庫
南校舎特別教室（第1体育館に近い教室から開放）
北・中校舎1階トイレ、手洗い場を開放（別図のとおり）
- ・出入口等 指定出入口：第1体育館南口（限定）
物資搬入口：第2体育館西口、防災倉庫
物資置場：第2体育館、防災倉庫
- ・立入禁止 指定区域以外の諸室（普通教室、管理諸室、PC室）

指定区域	責任者	部屋等名称	収容数	備考
第1体育館	教頭	第1体育館		生活用
第2体育館	〇〇	第2体育館		物資用
南校舎	〇〇	集会室		物資用

・第3次開放（全体開放）

- ・学校運営 授業実施は不可能、学校の全施設を開放
- ・管理責任者 教頭、ほか下表のとおり
- ・指定施設 第1体育館（居住用）、第2体育館（物資用）、防災倉庫
全校舎の普通教室、特別教室（立入禁止区域は除く）
北・中校舎1階トイレ、手洗い場を開放（別図のとおり）
- ・出入口等 指定出入口：第2体育館南口（限定）
物資搬入口：第2体育館西口、防災倉庫
物資置場：第2体育館、防災倉庫
- ・立入禁止 指定区域以外の諸室（管理諸室、PC室）

指定区域	責任者	部屋等名称	収容者数	備考
第1体育館	教頭	第1体育館		生活用
第2体育館	〇〇	第2体育館		物資用
南校舎	〇〇	集会室		生活用
中校舎	〇〇	図書館、音楽室		生活用
北校舎	〇〇	被服室、図工室、 理科室、他教室		生活用

（3）屋外（校庭）開放

避難所開設中であっても、教育活動が可能な場合、原則校庭は開放しないが、近隣火災や地震災害等による空地避難のほか、災害の種類や規模、避難者の状況などにより必要がある場合は、校庭開放を判断する。

トイレが使用できない場合等、本部指示によりマンホールトイレを活用する。

4 学校施設に係る避難行動と責任者

学校における避難行動には、教育活動中の災害等による在校者の避難対応、大雨等による近隣住民等の自主避難、高齢者等避難や避難指示等が発令され、学校に避難所が開設された時の対応等のケースが想定される。

これらのケースへの対応は、避難を必要とする事案内容、避難者の数、平日休日の違い等によっても対応者が異なることから、想定される状態に合わせて責任者を定め、緊急事態に備える。

【責任者の分担】

- ① 学校職員は、学校長の指示のもと、緊急的に初期対応を行う。
- ② 学校職員在籍中は、市職員が配置されるまで責任者として対応する。
- ③ 市職員配置後は、教育活動の有無等、状況に応じて運営に協力する。

想定される避難行動	避難行動・避難所の責任者
在校者の避難行動による避難	教職員
近隣住民等の自主避難（日中）	教職員（市職員が配置されるまで）
近隣住民等の自主避難（夜間等）	市職員（教職員）
指示による避難所開設	市職員（教職員は状況により協力）

5 学校への避難所開設時の組織

学校に避難所を開設（準備含む）した時に備え、学校に組織を編成する。

【学校組織の例】



- ① 各校において避難所開設時に対応するための班編成を行う。
- ② 班ごとに想定される活動内容を整理する。
- ③ 避難所開設時は、市配置職員と調整の上、学校職員は運営に協力する。

6 避難所閉鎖

避難所が閉鎖となった場合は、市職員等と協力して通常使用に戻す。